

平成 17 年 11 月 1 日

第 10 回犯罪被害者基本計画検討案(平成 17 年 10 月 28 日付)に対する意見

武蔵野大学 小西聖子

1. 相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）について

計画案のこの項では具体的な施策として警察庁が行っていくものが多数上げられている。これらの施策の内容は、実際に犯罪被害者からの要望として聞くことも多く、実現される必要のあるものと考えてるので評価したい。一方で、犯罪被害者等であるにもかかわらず警察に届けることをためらう被害者、また捜査の過程の二次被害やその恐れなどから、警察とは離れた支援を求める犯罪被害者等も確実に存在する。支援が警察を中心に一本化されてしまうことには懸念があり、常に複数の相談、支援の流れを存在させておくことが必要であると考えてる。

より具体的に述べれば、犯罪被害者から多くの要望がある実際的な事件直後の生活支援などを行うには、被害者に関する早期の情報が必要であり、この領域では警察内部、あるいは警察と連携した支援システムが必要である。このためには被害者支援ネットワークなどの警察と連携の取れるNPOへの支援強化、支援の質の向上などが課題となろう。

一方で、内閣府や、法務省、厚生労働省、文部科学省などの被害者支援、また日弁連の支援活動は、警察の支援とはことなった対象をも視野に入れ、より具体的に展開されるべきである。警察とは独立した犯罪被害者支援関係NPOの把握や情報提供、支援も必要なことを明確に示すべきである。

(案)

1. 「現状認識」が警察が認知した事件の犯罪被害者を対象としたものになっている（司法の過程についての記述、また「犯罪被害者実態調査報告書」の対象は警察で認知した事件の被害者であることなど）ので、それ以外の犯罪被害者等についても記述して欲しい。

〔現状認識〕

思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、葬儀、告訴、事情聴取等の捜査への協力、公判への証人等としての出廷、公判の傍聴、少年審判への出席、損害賠償の請求、民事訴訟の提起・遂行、犯罪被害者等給付金の申請、福祉制度の利用のための申請、各種保険制度の給付申請、被害者支援団体への支援の要請など、様々な場面に遭遇し、その都度、判断し、行動しなければならない。しかし、多くの犯罪被害者等は、経験や十分な知識があるべくもなく、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、困惑するとの指

摘がある。また性犯罪被害や家庭の中の暴力被害については、被害そのものを明らかに出来ず、相談や支援の要請の方法も分からないまま、困難な状況にある犯罪被害者等も存在する。また司法における二次被害等について、犯罪被害者等は、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、相談や支援を受けることなく困惑する実情がある。

「犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害実態調査研究会。平成15年）」によると(以下省略)

2. 日本司法支援センターにおいて、性暴力被害者やDV、虐待被害者が、警察にかかわる前に、告訴や民事訴訟について相談したり、情報提供を受けたり、司法機関における二次被害について相談できる弁護士などを紹介することを明記して欲しい。

(~~15~~27) 日本司法支援センターによる支援

イ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

特に警察における犯罪被害者等の支援の対象とならない犯罪被害者等についての相談、情報提供、適切な弁護士の紹介についても検討をすすめる【法務省】(再掲：第1、1.(4)ウ及び第3、1.(11)ウ) ※(15)イから移動したもの。

3. 内閣府における[NPOポータルサイト]において、ひろく支援団体、自助グループの紹介をしてほしい。29) であげられている内閣府の作るグループだけでなく、既存の自助グループについても紹介してほしい。案においては警察による自助グループの紹介のみが明記されている。

(~~17~~28) 「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体、犯罪被害者の自助グループ等の情報について、平成17年度に開設する予定の「NPOポータルサイト」での検索により取得可能とする。【内閣府】